

（別紙 1）

北海道農政事務所消費・安全部補助事業等評価検討委員会設置要領

制定 令和 3 年 10 月 1 日 3 道農第 3318 号

第 1 設置

北海道農政事務所消費・安全部が所掌する補助事業及び交付金事業（以下「補助事業等」という。）の一部については、実施要綱及び実施要領（以下「実施要綱等」という。）において、補助事業者等から事業の評価報告を受け、遅滞なく成果目標の達成度等の評価等を行うこととされている。

このため、北海道農政事務所消費・安全部内に北海道農政事務所消費・安全部補助事業等評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）を設置する。

第 2 構成

評価検討委員会の構成は、以下のとおりとする。

- 1 委員長 消費・安全部長
- 2 委 員 農産安全管理課長
- 〃 畜水産安全管理課長
- 〃 消費生活課長

第 3 評価対象事業

消費・安全部が所掌する以下の事業とする。

- 1 消費・安全対策交付金
- 2 食料産業・6 次産業化交付金（地域での食育の推進事業）

第 4 評価検討委員会に諮るべき事項

- 1 補助事業等の成果目標の達成度等に関すること。
- 2 上記 1 の評価結果を踏まえた補助事業者等に対する指導に関すること。
- 3 その他必要な事項

第 5 評価検討委員会による評価結果の取扱い

評価検討委員会に諮って了承が得られた評価結果は、各補助事業等実施要綱等の規定に基づき対応するものとする。

第 6 その他

評価検討委員会の事務局（庶務）は、関係課の協力を得て、消費生活課において

行う。

第7 雑則

この要領に定めるもののほか、評価検討委員会の運営等に関する必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。